

民法5 契約

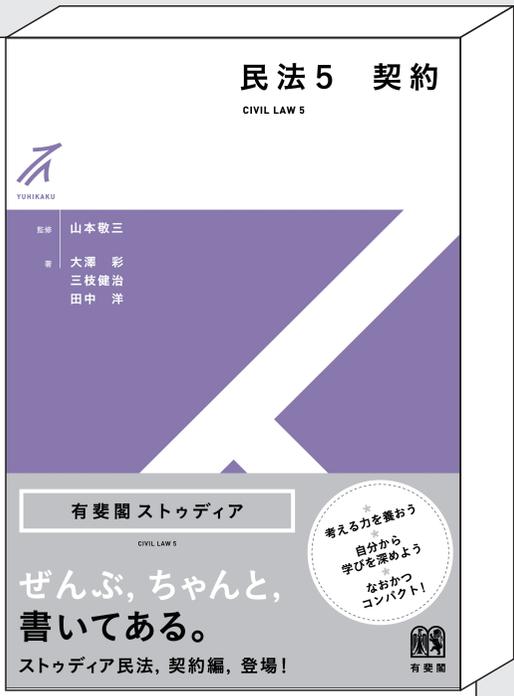
山本敬三 監修, 大澤 彩 = 三枝健治 = 田中 洋 著

担当編集から

民法という広大な「海」を渡る海図となるべく企画されたストゥディア民法シリーズですが、このたび5冊目として「契約」が仲間入りをいたしました！ 他巻同様、民法はこうすれば読者に伝わるのではないかとという先生方の熱い議論が何度も繰り返され、その熱意が1冊の本へと結集したのが本書となります。

本書は、具体的な債権の発生原因の1つである契約を15パートに分けて説明しています。1つの単位として読みやすい分量となるよう、同時履行の抗弁や危険負担など関係のある分野をまとめたり、また大きな項目である賃貸借を2つに分けたりしています。本文もとにかく行間を読ませることがないよう、論理のステップを意識して各項目が書かれています。たとえば、代金減額請求権における減額されるべき代金額について、結論のみ記すのではなくその計算過程を示すことで理解を促しています。

他巻同様、ぜひ座右に置いていただければと思います。(1)



レベル - 用途 - 対象 -
初級 学習 学部 LS

2022年9月発売 / 324頁 / 定価2310円(税込)
A5判 / 並製



BOOK INFORMATION

Point CASEを用いて身近な事例から、契約法をイメージしていきます。

注文者の任意解除権 641条

第4に、注文者は、請負人が仕事を完成するまでの間は契約を任意に解除することが認められること(641条)について説明します。

建物の所有権の帰属先

第5に、建物建築請負(建物を完成させるという仕事内容をとする請負)において、完成した建物の所有権は誰に帰属するのか、また、完成前の建物(建前)の所有権は誰に帰属するのかを説明します。

1 請負の意義

1 請負とは

請負とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約束し、相手方がその仕事の完成に対して報酬を支払うことを約束する契約をいいます(632条)^①。仕事を完成することを約束した者を「**請負人**」、報酬を支払うことを約束した者を「**注文者**」といいます。

請負の典型例は、建物等の建築請負契約ですが、それ以外に、洋服のクリーニングやソフトウェアの開発等も、仕事の完成とそれに対する報酬の支払が約束されていますので、請負です。

2 特徴

1 請負・雇用・委任の区別

請負は、第13章・第14章で説明する雇用(623条)と委任(643条)に似ている点がありますが、違う点もあります。ここでは、その共通点と相違点

note

① **CASE** ここでの報酬は請負代金のことです。仕事の完成の対価としての報酬(契約の報酬)だけでなく、仕事の完成に必要な費用を含むこともあります(642条2項の「報酬及びその中に含まれてはいない費用」という表現は、報酬に含まれる費用があることを示しています)。これと異なり、委任(→第13章)では、報酬は費用と区別されておらず(640条、650条)、対価としての報酬(契約の報酬)の形を取ります。

を確認することで、請負(632条)の特徴を明らかにしましょう^②。

CASE 12-1

次の①-③のうち、請負にあたるのはどれでしょうか。
① 学生Aが店日との間で、アルバイト代をもらってスマートフォンの販売を手伝うアルバイトをする旨の契約をした場合
② 弁護士Aが顧客Bとの間で、報酬をもらって紛争の相手方Cと和解の交渉をする旨の契約をした場合
③ 専業主婦Aが顧客Bとの間で、修理代金をもらって1週間以内に冷蔵庫を修理する旨の契約をした場合

(1) 共通点
CASE 12-1では、いずれもAの「役務」、つまり、①の「販売を手伝う」こと、②の「相手方と和解の交渉をする」こと、および③の「冷蔵庫を修理する」ことに対し、Bが報酬を支払うことを約束しています。請負・雇用・委任は全て、このように当事者の一方が役務の提供をすることを約束し、相手方がこれに報酬を支払うことを約束する契約です。

(2) 相違点
しかし、請負・雇用・委任は、次の2点で違いがあり、それぞれ区別されます。
④ 請負と雇用・委任の違い 第1は、役務の提供を約束した者が結果を実現することまで自らの債務の内容として約束したかどうかです。結果を実現することまで約束するのが請負です。雇用と委任は、結果を実現することまで約束するものではありません^⑤。
⑤ ①では、学生Aは、スマートフォンの販売を手伝うことを約束していますが、スマートフォンを客に買ってもらうという結果の実現まで自らの債務の内容として約束しているわけではありません。したがって、これは請負ではありません。

note

② **CASE** 役務提供契約には、請負、雇用、委任、債権が起りますが、そのうち、委任(657条)は、物を動かすという特定の目的の役務に限った点で、役務の内容が確定されない他の3つの契約と区別することができます。雇用、委任、債権については、第13章・第14章を参照してください。
③ **CASE** 委任には、一定の成果に対して報酬が支払われる(「成果提供型」)の委任もあります(640条の2)。それは、一定の成果の達成が契約の目的になっていることで特徴が異なります。しかし、本案の委任は、一定の成果の達成ではなく、請負と異なり、債務の内容として約束されたのは、あくまで役務の提供だけで、一定の成果の達成ではありません。したがって、本案の委任型の委任が役務の提供を約束した者(「委任者」)は、所定の成果を実現しない場合、報酬の増減はない一方で、債務不履行責任を負われる点で区別されます。